

(翻刻) 国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」 二条城関係箇所抜粋

二条大坂善悪之事

- 一、二条ハ水よし、
- 一、二条ハ米春屋方持来る、
- 一、二条ハ町用人出す時西御門出入札置故、自然欠落をしても札紛失の憂ひなし、
- 一、二条は一ヶ所の御番所を両組にて八番に勤む、
- 一、二条は二丸御門切手いらす、
- 一、二条ハ井戸四ヶ所あり、沢山也、
- 一、二条ハ巡見に見所多し、
- 一、二条ハ市 御城外にて鬱散、
- 一、二条ハ出立時奉公人出代り時にて都合宜し、
- 一、二条ハ東西共小屋内に馬場あり、
- 一、二条ハ杖の者草取掃除斗りの人足差引致す、
- 一、二条ハ番衆人足草取そうしに斗り出す、
- 一、二条ハ上下道中寒暖の憂なし、
- 一、二条ハ小屋構広し、
- 一、二条者 御城内大御番頭斗り行合会釈の心配なし、
- 一、二条ハ道中十二日路也、
- 一、二条ハ米仲次大御番頭江申立候上申渡、町奉行所へハ被申付候仲より相届取扱も別段に候へは取締由、
- 一、二条ハ交代当晝御城内江馬引入附出す故都合よし、

- 一、大坂ハ悪く砂こしにて遣ふ、
- 一、大坂ハ飯米手人を以春屋迄取に遣す、
- 一、大坂ハ町用人出す時出入札持出る故、欠落いたせは札紛失端印之内、札留の差支有、
- 一、大坂ハ二ヶ所の御番所故四番二勤む、
- 一、大坂は桜御門出し切手入用、
- 一、大坂ハ二ヶ所にて不足、しかも深し、
- 一、大坂ハ巡見に見所少し、
- 一、大坂ハ市 御城内ニ而鬱散なし、
- 一、大坂ハ出立時奉公人出代の間故都合悪し、
- 一、大坂ハ東西共小屋内に馬場なし、
- 一、大坂ハ御修復手伝并草取人足共出杖日勤也、
- 一、大坂ハ御修復手伝并草取人足迄御番衆方出す、
- 一、大坂ハ上下道中炎暑凌加多し、
- 一、大坂ハ小屋構狭し、
- 一、大坂ハ御城内に御城代御定番御加番御目付等有之、会釈の心配多し、
- 一、大坂ハ道中十三日路也、
- 一、大坂ハ米仲次年々代り組頭之意を以て申付候なみ、奉行江之届なき事故取締あしく、
- 一、大坂ハ御城内江馬引入候事不仕、前前日手人にて春屋迄荷物出故万事不自由なり、

- 一、二条ハ下掃除之者世話なし、
- 一、二条ハ塵芥物持出人世話なし、
- 一、二条ハ御破損奉行雨天御扶持出る、
- 一、二条ハ御城内下々通路世話なし、
- 一、二条御破損奉行役所筆工御入用なり、
- 一、二条ハ御合力金斗りにて出米払小屋にて包分いたす、
- 一、二条ハ町人ハ町人にて夫々支配ありて、御城入いたす、
- 一、二条ハ門札なし、
- 一、二条御蔵近く米払其外都合宜し、
- 一、二条ハ西御門留る事なし、
- 一、二条ハ惣見分大御番頭斗也、
- 一、二条ハ明ヶ六の御太鼓早く暮遅シ、
- 一、二条ハ五分一米大豆直段よし、
- 一、二条ハ御城入町人に支配あり、
- 一、二条ハ火事千本屋敷の鐘二而能知る也、
- 一、二条ハ炎暑を一度越す也、

二条方大坂の方能条々

- 一、大坂ハ御城代御城内なり、
- 一、大坂ハ船廻シ手軽なり、
- 一、大坂ハ魚者沢山なり、
- 一、大坂ハ御伝馬人足あり、
- 一、大坂ハ御城外に稽古なし、
- 一、大坂ハ御払味噌あり、
- 一、大坂ハ登り前為替にて盆を賄ふ助けあり、
- 一、大坂ハ御櫓の遠見鬱散す、

- 一、大坂ハ下掃除之者送迎致す、
- 一、大坂ハ塵芥持出御破損奉行送迎致させる事、
- 一、大坂ハ御破損奉行雨天除日御扶持不出、
- 一、大坂ハ御城内下々御城札二而通路、
- 一、大坂ハ御破損奉行役所筆工自入用なり、
- 一、大坂ハ御合力二丁限出る、包分外にて致事故、持運ひ人足の世話なり、
- 一、大坂ハ町人地役仮役の者と成、如何の筋あり、
- 一、大坂ハ札門ありて置札の世話あり、
- 一、大坂ハ御蔵遠く米払其外難洪なり、
- 一、大坂ハ三所御門御城代御定番二欠あれハ当るなり、
- 一、大坂ハ近年御城代も出席手重也、
- 一、大坂ハ明ヶ六遅く暮六早し、
- 一、大坂ハ五分一米大豆二条方五分かた安し、
- 一、大坂ハ町人無支配同様二而取締なし、
- 一、大坂ハ火事知れず、
- 一、大坂ハ残暑と炎暑と二度越す也、

- 一、二条ハ所司代御城外也、
- 一、二条ハ船廻手重大坂迄の失費あり、
- 一、二条ハ魚物払底也、
- 一、二条ハ御伝馬人足なし、
- 一、二条ハ御城外近年千本稽古あり、
- 一、二条ハ御払味噌なし、
- 一、二条ハ出立跡の夏から至盆の難儀なり、
- 一、二条ハ御櫓の遠見なし、

二条御城之事

二条 御城ハ昔二丸斗ありて、慶長・元和の比迄ハ、二条御屋敷といハ、其頃三輪七蔵 七蔵家筋市十郎なり、市十郎家方同姓(ママ)わかる、なる人御殿を預り、則御殿内に妻子住居す、大坂落城直に二条御屋敷江神祖被為入、御玄関にて御兜を七蔵に給ハリ、今に彼家の宝とす、寛永三御造復あり、今の南北中仕切より西御門迄御築足あり、夫方以来御城与唱へ、七蔵も御殿居住いかと、その御厩曲輪を賜り居住、依而彼所を七蔵曲輪ともいふ、其後大御番方の在番始り、御城内家内持居住差支ありて、万治三年西御門前にて千六百坪の屋敷拝領、内八百坪を組々坊主拾六人分屋敷に割、八百坪を以住居とす、(徳川和子)後東福門院様薨御、御附同心老人割込に成、都合拾七人と成、夫へ五拾坪自屋敷の内を渡し、全く当時七百五拾坪なり。両拾七人の内、御太鼓へのき、十一人ハ俗体羽織袴にて、御殿の事を勤む、俗にいふ毛坊主なり、頭の存寄次第、俗体坊主役義入替之事あり、寛政十一未年にも嘉右衛門と云毛坊主何と哉覽いふ坊主入替り、俄坊主俄附鬢おかしき事あり、

解題 国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」

二条城関係箇所抜粋

杉谷 理沙

史料の概要

国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」(請求記号二二三一〇三二)から「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」「二条御城之事」を収録した。「雑事記」は江戸初期以降の記録・文書類を雑多に収録したものの写本で、全三九冊。記事の下限は天保八年(一八三七)である。第二冊の巻末に「石川勝任編」とあるが、本文中にはその名が記載されておらず、また石川勝任なる人物の詳細は不明である。なお、「雑事記」は『続徳川実紀』の一部が採録されているが、今回翻刻した箇所掲載はない。

1 「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」

さて、「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」は、二条城および大坂城で在番をする際の良し悪しを比較したものである。「二条大坂在番善悪之事」には二条の方が優れている三四項目を、「二条大坂善悪之事」には大坂の方が優れている八項目を挙げる。その内容は表の通りである。物品の入手が容易かどうか、掃除人などの世話や人の出入りに手間は無いかどうか、上り下りの道中や滞在する小屋が快適かどうかなどが比較されている。その内容から、これらは在番をつとめる番衆にとつての「善悪」(良い点と悪い点)を示していると考えられる。

これらがいっ頃の様相を表しているのか判然としないうえ、情報の真偽が不明瞭な箇所もあり、史料として用いるには慎重を要する。しかしながら、二条や大坂在番の内部事情を見知った者が記した文章であることは疑いなく、職務日誌である「手留」などからはうかがうことのできない、在番衆の生活空間としての二条城の様子を垣間見ることができ興味深い。総じて、在番に際しての生

活の快適さや、煩わしさ・面倒がないことなどが良し悪しの条件となっていて、そこに二条城の警衛を担当する武人たる姿は殆んど見えてこない。

ちなみに、文政八年(一八二五)に大坂在番をつとめた旗本山中吉十郎の家臣佐藤仲右衛門が記した「大坂在勤中書留」では、二条城近辺は大店もなく「至而淋しき所なり」と述べられている³⁾。佐藤は、大坂城を「御城絵に書たる如く、日本一の御城也」と讃えていることからわかるように、大坂城最良の人物であった。至極当然ながら、二条を良しとするか大坂を良しとするか、感想は人それぞれであるから、「雑事記」に関しても記主の主観を通した「善悪」であることには留意しておかなければならない。

なお、「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」の各項目の詳細については、表の補注および本書所収杉谷研究ノートを参照のこと。

2 「二条御城之事」

「二条御城之事」では、代々二条城の御殿番を務めた三輪市十郎家の来歴を記す。御殿番とは御殿預とも言い、その名の通り二条城の御殿(二之丸御殿)を管掌した役職で、金庫の番なども担った³⁾。『吏徴附録』によれば、三輪は「所司代支配、高四百石、御役料百俵、在京、恩暇金壹枚時服二、坊主十七人」であった。

「慶長見聞書」によれば、二条の御所(家康の京都屋敷)が出来し、長者町の三輪が御殿を預かることとなった⁴⁾。「二条御城之事」には、御殿内に妻子とともに住んだが、寛永の改築に伴い城内の御厩曲輪を賜り居住したとある。その後、大御番による二条在番が開始されたことにより、万治三年(一六六〇)西御門前に千六百坪の屋敷を拝領し、うち八百坪を配下の坊主衆一六人の屋敷に割り当て、三輪は八百坪の住居を得た。その後東福門院(和子)が薨去したのに伴い、和子付の同心一人が三輪に付けられ、あわせて一七人となった。またこの一人に三輪の屋敷地のうち五〇坪を渡した、とある。

三輪の屋敷について、『京都御役所向大概覚書』⁵⁾には次のようである。

一、役屋鋪 東西八拾間、南北貳拾壹間

御殿番

三輪七之助

此坪数千六百八拾坪

内

東西三拾八間、南北貳拾壹間 組屋敷

此坪数七百九拾八坪

右から分かるように、若干の差異はあるものの、「雑事記」に記された屋敷の坪数とおおよそ同規模である。

冒頭で述べた通り、御殿番は代々三輪氏の世襲によりこれを担っていたが、三輪とともに、御鉄炮奉行が兼帯して御殿番となる場合があった。本書所収「二条在番手留」では重野長左衛門が御鉄炮奉行と御殿番を兼帯している様子が見える。これは文政三年（一八二〇）段階の三輪市十郎が御殿番見習いであったため⁽⁷⁾、その後市十郎は文政七年（一八二四）に「二条御殿預」に任じられた⁽⁸⁾。

御殿番配下の坊主は数奇屋坊主と呼ばれ、うち一名が二条城の「時之太鼓」を管理し時刻を知らせた。「雑事記」には「十一人ハ俗体羽織袴にて、御殿の事を勤む、俗にいふ毛坊主なり」云々とあるが、三輪配下の坊主が実際にどのような出で立ちで、具体的にどのような役割を担ったのかは判然としない。また、本書所収「御代替御礼住職継目御礼記録」では、元治元年（一八六四）の御殿番は三輪ではなく、田中直右衛門・井上栄次郎と見えるが、いずれの時点で三輪から替わったのかは不明である。

以上のように、御殿番は二条城において重要な役割を担っていた。にもかかわらず、具体的な職掌はじめその実態は未だ不明な点が多く、史料の博搜含め今後の研究が俟たれる。

3 その他

「雑事記」にはこのほか、項目立てられていない二条城に関する記述がある。「雑考」では「二条御城東の方より、御本丸焼失跡江入口二御門渡櫓あり、御廊下橋といふ、往古ハ二丸御本丸通路御廊下ありといふ、御櫓の瓦、織田家瓜の紋隅瓦一ツあり、豊臣家菊桐と 御当家御紋と三品入交りあり」と、かつて城内に織田・豊臣・徳川の家紋が入った瓦があったと記しており、また、二条

城の太鼓について、太鼓坊主は三輪市十郎の支配であることや、太鼓を張り替える際、所司代から天部村に請け負わせたとある。「諸式留帳」には「前々より二条御城内御時太鼓、天部村年寄利右衛門へ被為仰付候」とあり、元文三年（一七三八）の時点で「前々」から太鼓の張替えを請け負っていた。また天部村は、宝永年間頃まで、下村氏の主導のもと二条城掃除人足を出していた村のひとつであった⁽⁹⁾。

瓦の紋についてなど真偽不明な部分はあるものの、「雑事記」の二条城関連記事からは、容易には立ち入ることのできない城内の様子に関心が寄せられていたことが伺える。

【注】

- (1) 国立公文書館内閣文庫編『内閣文庫未刊史料細目』一九七八年。
- (2) 野高宏之「史料紹介 大坂御城在勤中書留」『地域創造学研究』二四一四、二〇一四年。
- (3) 柴田純「二条城番衆と京都」（元離宮二条城事務所編『令和三年度歴史講座「記録」』、二〇二二年）。
- (4) 慶長七年（一六〇二）五月一日条。
- (5) 二条在番の制度が開始されたのは寛永一二年（一六三五）。
- (6) 『紀要』第一号の編年史料420。
- (7) 「二条在番手留」文政三年十一月一日条。
- (8) 同様に、文化年間には平岩右膳が御鉄炮奉行と御殿番を兼帯している（『京都武鑑』）。
- (9) 国立公文書館デジタルアーカイブ「雑事記」第二八冊のNo.四五五。
- (10) 本文中では「天辺村」。
- (11) 『紀要』第一号の編年史料354。
- (12) 中澤巷一・小林宏「近世上方における賤民支配の成立」（『法制史研究』一九、一九六九年）、辻ミチ子「京都における四座雑色」（『部落問題研究』四、一九五九年）。

24	合力金	二条ハ御合力金斗りにて出米払小屋にて包分いたす／大坂ハ御合力二丁限出る、分外にて致事故、持運ひ人足の世話なり	合力金については杉谷研究ノート注(14)参照。また大坂城での合力金渡しの方法については岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会」(杉谷研究ノート注(33))参照。
25	町人の支配	町人は町人がそれぞれ支配して入城する／町人が地役や仮役となる(?)	二条城に入城する町人は「札親」が統括する。杉谷研究ノート2-(3)-⑥参照。大坂城に関しては委細不明。
26	門札	門札なし/札門があり置札の世話がある	
27	御蔵の遠近と米払	御蔵が近く米払いやそのほかに都合が良い/御蔵が遠く米払いそのほかに難儀する	
28	御門留	西御門留(出入停止)はない/三所御門は城代・定番に欠があれば停止になる(?)	二条城では、在番や職人、商人らは西御門を通過して入出城した。
29	惣見分	惣見分は大番頭のみ行う/近年は城代も出席するため容易でない	二条城の番頭による惣見分については杉谷研究ノート1-(2)参照。
30	明け暮れの太鼓	明け六つの太鼓は早く、暮れは遅い/明け六つは遅く暮れは早い	明け六つは午前六時頃。暮れ六つは午後六時頃。二条・大坂とも、時の太鼓は御太鼓坊主が鐘を鳴らし時を知らせた。二条城の御太鼓坊主は御殿番三輪の配下。「早し」、「遅し」の詳細は不明。
31	五分一米と大豆の値段	値段がよい/二条より五分かた安い	合力米の現物渡し分と関連か。合力米については杉谷研究ノート注(14)参照。
32	町人	入城する町人を管理する/町人を管理していないのに等しく取り締まっていない	町人の出入り・管理に関しては杉谷研究ノート2-(3)-⑥～⑧参照。
33	火災報知	火災時には千本屋敷の鐘が鳴りよくわかる/火災時にわからない	「千本」は、二条城の北西に位置した所司代の下屋敷のこと。京都大学所蔵『中井家文書』の「所司代千本屋敷絵図」には、火見櫓と釣鐘は千本屋敷の北西に見える。二条城での火事対応については、樋爪修「江戸時代の京都大名火消」(『近江地方史研究』27、1992年)、藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」(『将軍権力と近世国家』塙書房、2018年、初出2005年)参照。
34	夏の暑さ	炎暑を一度越す/残暑と炎暑を二度越す	交代の季節と関連か。

二条と大坂の方能条々

35	所司代・城代の所在	所司代が城外にいる/城代が城内にいる	所司代上屋敷は二条城の北に所在。
36	船廻	船廻しは容易でなく大坂までの出費がある/手軽である	
37	魚	魚物が底をついている/魚はたくさん	
38	伝馬人足	御伝馬人足がない/御伝馬人足がいる	委細不明
39	城外での稽古	城外(千本屋敷)にて稽古がある/城外で稽古がない	杉谷研究ノート2-(3)-①参照。
40	御払味噌	御払味噌なし/御払味噌あり	大坂では、蔵奉行が管理する城内の蔵に、米穀はじめ糶・糶・大豆・味噌・塩などが蓄えられていて、これが払い下げられた。
41	盆の賄い	出立後の夏から盆に至り難儀/登り前為替にて盆を賄う助けがある	委細不明
42	櫓の遠見	櫓の遠見がない/櫓の遠見があり気晴らしになる	

表

二条大坂善悪之事

項目	内容(二条/大坂)	補注	
1	水	水が良い/悪く砂こしが必要	
2	米の入手	米搗屋から持ってくる/飯米手人を米搗屋まで取りに遣わす	
3	御門出入札の紛失	町用人を出す時は西御門に出入札を置いていたため欠落しても札紛失の心配がない/出入札を持ち出すため欠落すると札を紛失し札留(通行禁止)の支障がある	本書所収杉谷研究ノート2-(3)-⑥(※第二章第三節の⑥、以下同様)参照。
4	番所勤めの番組み	一箇所の御番所を二組八番で勤める/御番所が二箇所のため四番で勤める	
5	御門の切手	二ノ丸御門に切手がいらぬ/桜御門を出るのに切手がある	
6	井戸の数	井戸が四ヶ所ある。たくさん/二ヶ所しかなく不足。しかも深い。	二条城内の井戸の位置は参考図2参照。
7	巡見の見所	見所が多い/見所が少ない	「手留」には、二条在番の番頭と番衆が、今宮、東山、高雄、嵐山などを巡見している様子が見える。大坂在番の巡見については当解題注(2)参照。
8	市	城外にあり気晴らしになる/城内にあり気晴らしにならない	「市小屋」と関連か。市小屋については杉谷研究ノート2-(1)参照。
9	奉公人の出替	出立が奉公人の出替時であるので都合が良い/奉公人出替の間であるので都合が悪い	出替奉公の切り替えは3月。二条在番の交代は3月・4月、大坂は7月・8月。杉谷研究ノート2-(3)-⑤参照。
10	小屋内馬場	東西とも小屋内に馬場がある/東西とも小屋内に馬場がない	絵図類には二条城番衆小屋域に馬場は確認できない。
11	「杖の者」の人足	草取掃除ばかりの人足に差し引きする/修復の手伝と草取人足とも日勤する	「杖の者」は老人のこと。その人足役については委細不明。
12	番衆の出す人足	番衆の人足の供出は草取だけ/修復の手伝いや草取人足に至るまで番衆から供出する	杉谷研究ノート2-(2)参照。
13	上り下り道中の気候	寒暖の心配がない/炎暑が凌ぎがたい	二条在番の登り・下りは3月～4月、大坂在番は7月～8月。当時は太陰暦が用いられており、現代の感覚とは異なるが、例えば文政3年(1820)の暦を照合すると、二条在番の先組出立の3月28日は太陽暦の5月10日、大坂在番の先組出立の7月22日は8月30日にあたる。つまり二条在番の上下道中は春、大坂は残暑の時期と重なる。
14	小屋構の広さ	広い/狭い	杉谷研究ノート2-(1)参照。
15	城内での会積	城内で行き合うのは大番頭だけで会積の心配がない/城内に城代・定番・加番・目付等がいて会積の心配が多い	
16	道中にかかる日数	12日/13日	
17	米仲次	大番頭へ申し立てた上で申し渡す。町奉行所へは申し付けられたものが届ける。取扱いも特別なもののため取り締まる/毎年代わる、組頭の意向で申し付ける。奉行所への届けは行わないため取り締まりが事行かない	在番の米仲(中)次については岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会」(杉谷研究ノート注(33))参照。
18	交代時の荷物の輸送	交代当日の暁に城内へ馬を引き入れ荷物を付けて出すため都合が良い/馬は引き入れず、前々日に配下の者が春屋まで荷物を出すため万事不自由	「附出す」とは馬の背に荷物をつけて送り出すこと。
19	下掃除の者	世話はない/送迎をする	杉谷研究ノート2-(2)参照。
20	塵芥持出人の世話	世話はない/御破損奉行が送迎をさせる	杉谷研究ノート2-(2)参照。
21	破損奉行の雨天時の扶持	扶持が出る/出ない	「手留」には「御修復御破損奉行相勤候ニ付、如先例勤日数を以、御扶持方被下候」とあり、大坂在番の場合も同様に「御修復御破損奉行相勤候ニ付、如例格以勤日数御扶持方被下候」とある(「堀田豊前守留書」)。扶持は日払いの給金で、御破損奉行は修復に従事した日数に応じて「御扶持方」を下された。
22	城内下々の通行	下々の通行の世話がない/下々は城内を御城札で通行する	委細不明
23	破損奉行の役所筆工	役所筆工御入用/役所筆工自入用	委細不明